－今号の目次－

* 「新型コロナウイルス感染症の急拡大および保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業にともなう現場からの声」を厚生労働省・内閣府に共有（保育三団体協議会） １
* 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.2）」が公表される 2
* 事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」が発出される 4

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「新型コロナウイルス感染症の急拡大および保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業にともなう現場からの声」を厚生労働省・内閣府に共有（保育三団体協議会）**

オミクロン株による感染急拡大にともなって全国の保育所等の休園数の増加が続くとともに、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が2月から開始されることを踏まえ、本会は保育三団体協議会において、令和4年2月9日、感染急拡大のなかでの保育現場の課題および2月から開始される保育士等の処遇改善（3%程度、月額9,000円）の課題等を別添のとおり整理し、厚生労働省子ども家庭局保育課および内閣府子ども・子育て本部に対し、情報共有を行いました。

2月4日に開催された国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、2歳児以上児のマスク着用を推奨することが議論されたことを受け（最終的には、「発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨する」と記載）、2歳児のマスク着用のリスクを伝え、子どもの命を守り、発達を保障するという保育本来の目的を逸脱しないよう慎重な対応を求めました。

また、ほかに、濃厚接触者や休園の判断について基準を示していただきたいこと、抗原検査キットの優先配付や、ワクチンの優先接種について国として指針を示していただきたいことについて、課題を伝えました。

2月から開始される処遇改善については、保育所等が新型コロナ対応で事務作業が滞っていることも踏まえ、何らかの救済措置（猶予）を講じていただきたいこと、FAQの追加などにより不明な点を明確にしていただきたいことなどを伝えました。

詳細は別添資料「1」をご確認ください。

**◆　「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.2）」が公表される**

令和4年2月からの保育現場で働く方々の収入の3%程度引き上げに向け、令和4年2月4日に「FAQ（ver.2）」が公表されました。

ver.2に更新されるにあたり、ver.1にあったFAQが加筆修正されるとともに、新しいFAQも追加され、2月4日時点で計68問となっています（ver.1は43問）。

下記に注意が必要なFAQを抜粋します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1-8 | 対象職員 | 「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。 | 役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。 |
| 1-9 | 対象職員 | 「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。 | 勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができます |

**→**　回答にあるように、今回「経営判断に携わる」ということで、「法人役員を兼務する施設長は対象外」となっており、役員報酬の有無で判断されるものではありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1-10 | 対象職員 | 「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。 | 施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。 |

**→**　施設長以外の主任保育士等が法人役員を兼務している場合は、処遇改善の対象となることが明記されました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2-5 | 要件 | 給与を翌月払いとしている施設ですが、この場合でも令和４年２月に支払う１月分の給与から本事業による処遇改善を行わなければならないのでしょうか。 | 給与を翌月払いとしている施設・事業所であって、公定価格における各年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善計画書・賃金改善実績報告書においても4月分から翌年3月分の賃金を記入している施設・事業所においては、令和４年３月に支払う２月分の給与から10月に支払う９月分の給与について本事業による処遇改善を行うことになります。 |

**→**　給与を翌月払いとしている施設の場合は、令和4年2月からではなく、3月に支払う2月分の給与から対象となることが明記されました。この内容は、本ニュースNo.21-40で既報のとおり、「子ども・子育て会議」に参画する森田信司副会長が第60回「子ども・子育て会議」で対応いただくよう発言していた内容となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 2-10 | 要件 | 賃金改善計画書や賃金改善実績報告書において「国家公務員給与改定対応部分」の具体的な配分額についてどのように記入すれば良いのでしょうか。 | 「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和４年４月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、令和４年度の賃金に関する規程において公定価格の減額分（▲0.9%）を賃金水準に反映していないことが確認できれば足りることから、（中略）「国家公務員給与改定対応部分」の金額については記入する必要はありません。 |

**→**　回答にあるように、「国家公務員給与改定対応部分」は令和4年4月分から行われる補助です。処遇改善は2月から開始されますが、「国家公務員給与改定対応部分」は令和4年4月分からです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3-5 | 賃金改善額の算定方法等 | 利用定員の見直しがある場合、適用する単価の定員区分はどのように判断すれば良いのでしょうか。 | 定員変更後の本事業の実施期間については、変更後の定員に基づいて、適用する単価の定員区分を判断します。 |

**→**　「FAQ（ver.2）」において、定員等に変更があった場合の対応について、FAQが追加されています。3-3は令和3年度途中に開設した場合の考え方、3-4は令和3年度途中に定員変更があった場合の考え方、3-5は令和4年度から定員変更が行われる場合の考え方、3-6は保育所から認定こども園に移行する場合の考え方が示されています。

そのほか詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子育て事業者の方向け情報

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//jigyousya.html

**◆　事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」が発出される**

令和4年2月7日、厚生労働省は都道府県・市区町村宛てに、事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」を発出しました。

これは、同日、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に3回目接種を促進することを働きかけるよう指示があったことを受けて発出されたものです。

都道府県・市区町村において、保育所、放課後児童クラブ等の職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、下記の点にも留意しつつ、接種を希望する職員が早期に接種できるよう尽力いただきたいことを依頼しています。

* 積極的な3回目の接種の対象
* 保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員
* 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員
* 児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員
* 認可外保育施設の職員
* 保育所、放課後児童クラブ等の職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得る。
* 3回目接種に係る接種券を有していない場合であっても、接種を行うことは可能。
* 3回目接種または接種の副反応により、保育所等の職員が出勤できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和2年2月25付事務連絡）を適用し、人員の基準に関し、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で柔軟に取り扱うことができる。

なお、内閣府子ども・子育て本部も、文部科学省発出の事務連絡「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」に基づき、都道府県・指定都市・中核市の認定こども園主管課宛てに、認定こども園の保育教諭等の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう依頼しております。

詳細は別添資料「2」をご確認ください。